

第 11 号議案 平成 29 年度事業計画の件

平成 29 年度事業計画（案）を次の通り策定したいので、この承認を求めます。

<基本活動方針>

法定相続情報証明制度の開始に合わせ、金融機関、市町村への説明、司法書士の活用を呼びかける予定です。会員の皆様におかれましては制度について習熟して頂き、いつでも対応できるようにして下さい。

空き家問題、相続登記促進についても引き続き取り組む予定ですが、法定相続情報証明制度とも関連しており、これらを合わせて効率的な事業推進を図っていききたいと思います。

研修に関してですが、インターネットを活用した同時配信システムを導入し、遠隔地においても当会館で行われる研修を受講できるようにしたいと思います。新潟市まで来なくても支部で集まって頂ければ受講できるようになります。したがって各支部の協力が不可欠であり、ご協力をお願いする次第です。当会では、これによる会員の研修受講率向上を期待しています。このシステムはテレビ会議システムを元に行っていることから各種会議での活用も可能であり、有効な活用方法を考えていきたいと思えます。

また、内閣において平成 29 年 3 月 24 日閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画によれば、各市町村において成年後見制度利用促進条例を制定し、これに基づき審議会等の機関が設置され、そこで市町村の計画が策定されて、利用者本人とその後見人等を地域でサポートする地域連携ネットワークが構築され、制度運営の中核機関が設置されることとなります。このような枠組みの中での司法書士の活用を呼びかけていかなければなりませんし、実際に参画していかなければなりません。リーガルサポート新潟県支部とも協力し、できることを模索していきます。

法務省においては、資格者代理人方式と呼ばれる完全オンライン申請方式を本年度中に導入する意向と聞いています。これに関する情報収集に努め、会員の皆様への速やかな情報提供を心がけます。研修会の実施も予定しています。

本年度は、法務省の新しい制度が立て続けに導入されそうです。会員の皆様におかれましては自己研鑽に努め、新制度導入への対応をお願いする次第です。

I 総務部

1. 諸規則の一部改正

当会会則につき、綱紀調査委員会の委員の除斥の事由が存する場合又は被審査会員から忌避の申し立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定とともに、日本司法書士会連合会市民救援の費用に充てるための特別会費の期間及び金額の改正承認に伴う当会定額会費の改正、また綱紀調査委員会規則における一部運用について条文の明確化や注意勧告運用規則及び懲戒処分の量定意見に関する規則については除斥及び忌避規定について該当条文を整理、市民窓口設置規則において不明瞭な箇所をより明確なものとする改正の他、役員手当支給規則の改正を予定しております。

2. 職域確保のための非司法書士排除活動の実施

非司法書士の個別具体的案件は、会員からの情報提供により実態を把握し、非司法書士排除委員会及び総務担当役員にて対応いたします。

3. 会員業務に対する問い合わせ、苦情申し出等への対応

第一次窓口として、市民窓口運営委員会にて対応いたします。

4. 職域確保・拡大のための関係諸団体との交流

隣接士業連絡協議会及び三者幹部連絡会へ参加いたします。

日本司法支援センター新潟地方事務所（法テラス新潟）の運営に関し、各関係機関と協議し対応いたします。

5. 法務局からの登記申請書等の調査委嘱

本年度も、法務局より当会に対して登記申請書等の調査委嘱がされる可能性があります。該当支部となりました場合は、ご協力をお願い申し上げます。

6. その他

権利登記協議会の開催に向けては、会員への随時協議問題提出の周知を図ります。

II 事業部

1. 対内事業

(1) 会報「信濃川」の発行

本年度も年2回の発行を予定しています。会員が「信濃川」の発行を楽しみにするような内容になるよう工夫を考えています。

会員からの投稿、内容に関するアイデアを随時募集しています。表紙の写真も募集していますので、皆様の積極的な投稿をお願いする次第です。

(2) 新潟県司法書士会ホームページ・会員ネット・理事会ネットの運営

現在スマートフォンの普及により、ホームページをパソコンでなく、スマートフォンで閲覧する機会が急増しています。

本年度は、現在のホームページをスマートフォンにも対応するように大きな更新をする予定です。

(3) 少額事件裁判事務推進助成事業

司法書士は「くらしの法律家」として、一般市民の生活に密接に関連した紛争事件に対し関わっていくことが大切です。ところが、経済性合理性の観点から市民が司法書士に依頼することを躊躇する内容のものもあります。司法書士が簡易裁判所の代理権をもつ法律家として生き残るためには、そのような事件にも積極的に関わっていかなければなりません。

そこで、本年度も、司法書士の報酬が10万円未満のものに関し、上限5万円、先着10件の範囲で報酬の一部を助成する予定です。

(4) 会員間の交流と情報交換関連事業の検討

事業部では、司法書士の業務が多様化していることに伴い、会員間での情報交換の場の必要性和司法書士同士での結束のようなものが、今後の司法書士業界を支えていく上で必要だと考えています。そのための方法等を模索していく予定です。

2. 対外事業

(1) 高校講座講師派遣事業

実施予定校を10校程度とし、学校側から要望があった場合は寸劇等を交えた講座を実施します。また、本年度も県や他団体からの講師派遣の依頼があった場合には、お受けする予定です。

これまでの講座内容は、キャッチセールス、電話での勧誘、インターネット詐欺などを題材として実施してきましたが、司法書士の登記などの仕事内容もさりげなく高校生にアピールし、司法書士の認知につなげたいと考えています。

若い世代に司法書士をアピールすることのできる機会はそうそうありません。ぜひとも会員の皆様にご協力をお願いいたします。

(2) 司法書士活用に向けた商工団体・市民団体へのPR活動の実施

県内の商工団体及び市民団体等が開催する研修会等へ、司法書士の活用方法を紹介する目的で業務内容とPRを兼ねて講師を派遣します。

(3) 新潟大学法学部「司法書士と法」講座の担当

昨年度に引き続き、下記のとおり4月から7月まで新潟大学法学部において「司法書士と法」（全15回・全学年対象）を担当します。本年度で8年目になります。

全15回 平成29年4月11日（火）～7月18日（火）まで
第5限 午後4時25分～ 90分

回数	日程	テーマ	担当者
1回	4/11	ガイダンス 総論 司法書士とは 司法書士試験合格者の体験談	外山敦之 会長 関 武 理事 佐藤雅裕 会員 杵渕栄治 会員 山田 祥 会員
2回	4/18	商業登記 法人制度 商業登記制度	佐藤雅裕 会員
3回	4/25	商業登記 設立手続	〃
4回	5/2	商業登記 株式	〃
5回	5/9	商業登記 会社の機関	〃
6回	5/16	商業登記 組織変更、解散等	〃
7回	5/23	不動産登記・商業登記 総合	関 武 理事
8回	5/30	成年後見 成年後見制度の概要	〃
9回	6/6	成年後見 申立～就任後の実務	〃
10回	6/13	不動産登記 登記簿 対抗力 売買	杵渕栄治 会員
11回	6/20	不動産登記 仮登記と本登記 相続①	〃
12回	6/27	不動産登記 相続②	〃

回数	日程	テーマ	担当者
13回	7/4	不動産登記 銀行取引と不動産登記	〃
14回	7/11	不動産登記 利用権 第三者	〃
15回	7/18	試験	〃

(4) 新潟日報 LEADERS 倶楽部

地元紙である新潟日報の企画「新潟日報 LEADERS 倶楽部」に参加します。県内の有力企業や各種団体、教育機関などが参加し、新潟の発展に貢献することを目的としています。

① トップメッセージ・朝刊カラー別刷特集号（4月28日掲載）

会長のメッセージ・当会の概略を掲載

② 朝刊記事下 全4段広告スペースを有効活用

(5) 各種広告媒体等を使った司法書士のPR

過去においてテレビCM等を利用して司法書士のPRを行ってききましたが、広告媒体も多様化してきていることから、時機に応じた媒体を選定、利用することを予定しています。

(6) 8月3日「司法書士の日」のPR

8月3日の「司法書士の日」に伴い、相談事業部と連携したPR活動などで、よりいっそう司法書士の認知度向上につなげていく予定です。

(7) 関連業種等との連携事業

法務局主催の「未来へつなぐ相続登記」事業に担当者を派遣します。

冬と夏に1週間、新潟地方法務局本・支局において司法書士の相談場所を設けてもらい、司法書士による登記相談を行います。

(8) 法定相続情報証明制度説明会の実施

平成29年5月29日施行の法定相続情報証明制度について、新潟地方法務局から講師を招聘し、金融機関及び市町村に向けた制度説明会を開催し、相続手続きに係る相続人・手続担当部署双方の負担軽減を図るとともに、相続登記の必要性についての意識の向上を推進し、併せて積極的な司法書士の活用をPRします。

Ⅲ 相談事業部

1. 無料電話相談事業

「司法書士総合相談センター」及び「多重債務ホットライン」の無料電話相談を相談事業部の中心活動として行います。

会員の皆様には、電話相談員としてご協力をお願いいたします。

2. 当番司法書士による水曜無料相談

毎週水曜日に開催の面談による相談活動です。理事及び申し込みのあった会員で相談員を担当しています。会員の皆様には相談員としてのご協力をお願いいたします。

3. 「法の日」無料相談

新潟県方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟県土地家屋調査士会、新潟県公証人会との共催による「くらしの無料相談（法務行政・登記相談）」を例年通り実施予定です。

4. 会員各事務所における無料相談

① 8月3日「司法書士の日」無料相談

司法書士制度が誕生した8月3日を「司法書士の日」として、会員各事務所において無料相談にご協力いただく予定です。

② 相続登記に関する無料相談

例年どおり2月を相談月間として、各事務所で無料相談にご協力いただく予定です。

会員の皆様には、司法書士のイメージアップや市民の身近な存在としてよりいっそう認識されるためにも、ご協力をお願いする次第です。

5. 税理士との相続相談会

平成26年度から税理士と合同で相続についての相談会を開催しています。本年度は相続だけに限らず、生前贈与、遺言、本年度中から始まる法定相続情報証明制度なども含めての相談会にしたいと考えています。

6. 施設への出前相談会

相談場所へ出向くことが困難な、高齢者施設に入所している方やそのご家族を対象に、福祉施設に司法書士を派遣し、その場で出前相談会を行います。

7. 時機に応じた相談会

日司連や行政機関、他団体等の要請により時機に応じて相談会を実施する必要性があり、これら緊急の相談会があることを予め見越しておきたいと思えます。電話相談等も含み柔軟に対応していきたいと考えています。

8. 「新潟県多重債務者対策連絡会議」への協力

会議に参加し、多重債務者対策について具体的提言を行い、多重債務者相談キャンペーンの運営に参画します。また各地の自治体への講師派遣、相談員派遣などに協力します。

9. 11士業による法律相談会

新潟県内11士業（司法書士、弁護士、行政書士、社会保険労務士、公認会計士、公証人、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、弁理士）による合同相談会を予定しています。相談内容に応じて、適切な専門家が対応できるように行います。

10. 空家対策委員会

近年、社会問題化している空き家問題について対応していきます。

具体的な活動は、空き家問題について市町村と情報交換、市町村その他の団体等との相談会の開催などです。

1 1. 被災者支援のための相談員派遣

新潟県内には、東日本大震災による福島県からの避難者が3,000名以上住んでおり、時期に応じて相談内容も変化してきています。

災害の発生により各関係機関から相談員派遣の要請があった時には、被災者支援のため相談会に相談員を派遣します。

IV 研修部

1. 本年度も、会則に基づき、例年どおり会員研修会、年次制研修会、新人研修会の開催を予定しております。また、必要に応じ時宜に即した研修会の開催も想定しております。

2. 会員研修会

別紙一覧のと通りの研修会を予定しております。インターネット環境の整備により、日司連、関ブロ、東京会の同時配信研修に応じ、当会にても臨場感をもって研修に望めるよう企画を予定しております。各種のテーマを盛り込むため開催数が多くなる場合がありますが、必要なテーマを適宜選んで研修に臨んでください。

3. 年次制研修会

近年、司法書士に対する評価に厳しい面も見うけられるところ、さらなる倫理研修の重要性が認識されるところです。年次制研修会を通じ、職責を確認していただきます。

例年、当会会員としては、日司連主催の研修会への参加、当会でのDVD視聴による参加、関ブロ主催研修会への参加がありましたが、本年度は、当会におけるDVD視聴による研修会を取りやめ、当会館で開催される関ブロ主催の倫理研修会を実施予定です。この研修会では、他会会員の参加も見込まれます。

4. 新人研修会

2ないし3日日程で開催する予定です。

配属研修については、希望者の増加も予想されること、受け入れ先の確保に努め希望にそなうよう体制を整えてまいります。

5. 新入会員研修会

昨年度実施した、日司連が計画実施する新入会員研修プログラム試行に伴う平成28年度モデル会事業への参加の経験を活かし、引き続き日司連のプログラム試行に参加してまいります。

6. 履修単位

単位会や日司連の研修会の受講義務は、法、会則の要請であるにもかかわらず、当会会員の一部には、これら研修会を全く受講しない方がおられ、かような事態を可及的に生じないよう研修部としても努めてまいります。

単位未取得者については、自覚を求め、単位を何ら修得していない旨を通知し、法の趣旨に従う旨の書面の提出も促すよう試みも考えております。

また、年度内取得単位数が12単位と定められているところ、取得単位数の通知を年度内2回とし、自らの取得単位数の認知していただきます。

7. 当会研修の支部への配信

当会主催研修会を同時配信設備を用いて、試験的に2ないし3支部に同時配信を行うよう準備してまいります。

8. 平成29年度に予定される研修会一覧（平成29年4月1日現在）

日 程	テーマ	講師
平成29年 5月13日	第1回会員研修会「法定相続情報証明制度」	外山敦之 会長 鈴木利益 副会長
6月17日	第2回会員研修会「民法改正」(仮)	弁護士 安達敏夫
7月15日	第3回会員研修会「要件事実」(仮)	弁護士 田中良弘
9月 9日	第4回会員研修会「企業法務」(仮)	未定
10月 7日	第5回会員研修会 「不動産登記完全オンライン申請」(仮)	日司連委員
11月18日	第6回会員研修会「道路と道路の法律」	司法書士 末光祐一
12月 2日	第7回会員研修会(同時配信) 日司連中央研修会 「裁判所提出書類作成業務を考える」(仮)	未定
平成30年 1月20日	第8回会員研修会 「裁判外和解の代理権ほか」(仮)	日司連委員
平成29年 10月14日	年次制研修会「倫理」	関プロ主催
平成29年 12月10日	第1回新人研修会	本会理事等
平成30年3月	第2回新人研修会「債務整理分野」等	本会理事等
時期未定	新入会員研修会	未定

※カリキュラム、講師、講義時間等は、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 調停センターSmile

1. 本年度活動方針

昨年度は8月に4土業合同調停相談会、9月には九州大学の入江秀晃先生を講師としてお招きし、行政書士、社労士、土地家屋調査士の先生方にも参加していただいて2日間のADR研修会を開催しました。

県内の4土業の認証を受けた調停センターが、互いに連携し交流を深めていますので、今年度も合同の相談会・研修会を継続事業として実施したいと思っております。

さらに、今年度は境界の所有権紛争について土地家屋調査士会調停センターと連携し、新たな連携のシステムを考えるための打合せ会を持ちたいと思っております。境界紛争については、土地家屋調査士業務とも関連する相談や紛争があるため、お互いのセンターにもメリットがあります。境界紛争に関連する司法書士業務の調停案件を紹介していただくため、土地家屋調査士に対する当調停センターの広報活動を行います。

また、昨年度当調停センターで遺産分割事件を扱うことについてのアンケートを行いました。回答数が少ないものの、もし当調停センターで弁護士が関与し遺産分割を扱うことになった場合、調停センターを利用したいとの回答が過半数ありました。したがって、本年度は当調停センターで遺産分割調停を扱えるようにするための調査・研究を行いたいと思います。

最後に、実際行った調停事例に関する事例検討会を調停終了後逐次行って、手続実施者の間でフィードバックして、今後に生かすように努めていますが、一般会員の方にも事例検討会にオブザーバー参加して頂き、どのような事案が調停センターに持ち込まれているかご覧になっていただければと思います。こちらも引き続き実施しますので、これからADRを勉強してみようと思っている方もお気軽にご参加下さい。

会員の皆様には、今後とも調停センターへのご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

2. 研修等実施

新しく手続実施者名簿に登載を希望する会員向けに下記研修を行います。多くの方の参加をお待ちしております。

(1) 手続実施者養成研修

県内他士業との調停合同研修会（日程未定）を実施します。

(2) 法令・手続事務研修

DVD貸出研修とします。

3. まるごともめごと調停相談会

新潟県内の行政書士会、社労士会、土地家屋調査士会及び司法書士会の4団体の認証を受けた調停センターで、互いに連携し、合同相談会を開催いたします。

昨年度までの「まるごと1day調停相談会」を、より分かりやすく「まるごともめごと調停相談会」としました。

4. 空き家問題について市町村に働きかけ

当会では、市町村と空き家問題に係る協定を締結しております。調停センターとしても空き家に関するトラブルについて、受託可能な案件につき調停センターの利用を検討していただけるよう、協定を結んだ市町村に対して働きかけを行います。

5. 土地家屋調査士会との連携及び広報活動

境界の所有権紛争について土地家屋調査士会の調停機関「境界紛争解決支援センターにいがた」と連携し、新たな連携のためのシステムを企画します。境界紛争については、双方の士業に関連する相談や紛争があるため、お互いのセンターにもメリットがあります。

また、境界紛争に関連する調停案件を紹介していただくため、土地家屋調査士に対する当調停センターの広報活動を行います。

6. 宅建業者を対象としたミニセミナーの開催と調停センターのPR

宅建業者を対象としたミニセミナーを開催し、その中で調停センターのPRを行う予定です。

7. 研修派遣

関東ブロック司法書士会協議会主催「ADRトレーニング」及び、全青司ADR研修会等へ会員を派遣します。

8. 運営委員会会議等

運営委員会を年6回開催予定です。

第12号議案・第13号議案説明（平成29年度予算について）

1. 一般会計

①収入の部

『会費収入』のうち、「定額会費」については、会員数を個人297名、14法人と想定して見積もっています。なお、日司連市民救援基金特別会費として会員1人あたり月700円の拠出をお願いしていましたが、本年10月からこれを500円に減額する予定です。

②支出の部

ア) 総務費

「役員手当」「役員等旅費」及び「職員費」を対前年比で増額して予算計上しました。その他では「会館管理費」としてエレベーターの基盤修理費が計上されている以外は、ほぼ前年並みの予算計上となっています。

なお、本年度より「災害救援渉外費」を『諸支出金』として予算計上する取扱いとしました。

イ) 事業費

各事業部の事業計画に基づき予算策定した結果、全体として前年比で約132万円増の予算計上となっています。

ウ) 諸支出金、その他

『諸支出金』は総額で前年比約25万円増の予算計上となりました。

調停センター特別会計への『繰出金』として85万円を計上しました。

会館建設のための『借入金返済支出』は、前年同様の返済予定額となっています。

なお、将来の当会館の大規模修繕に備え『会館修繕積立預金預入支出』を本年度は120万円の計上としました。

2. 収益事業特別会計

従来どおり、用紙売上に加えて、会館の会議室の貸出し及び小規模企業共済取扱手数料による収入を見込んでいます。なお、本特別会計から一般会計への繰出金は、会議室の貸出収入予算の範囲内に止めています。

3. 調停センター特別会計

研修の実施及び相談会やセミナーの開催の他、本センターの利用を呼びかける広報活動等、本年度の事業計画に基づいた予算執行をする予定です。なお、前年度の収支実績を勘案し一般会計から繰入金として85万円を計上しました。